



竹野浜自治会だより 9月版

令和7年9月25日発行
豊岡市竹野町竹野 2422-9

竹野浜自治会
電話：0796-20-1745



～竹野浜自治会区内における全住宅対象にお願い～

近頃、自治会区内の住宅の持ち主が不明であったり、空家の管理ができておらず老朽化が進み建物の倒壊が起きたりと、近隣住民の住環境にも影響が出る問題が発生しております。

不動産会社の仲介で売買をし、住宅の持ち主が分かっている場合でも、連絡先や所在が架空で連絡がつかないといった事案もあります。

令和5年より改正されている空家等対策特別措置法に基づいた、管理不全空家・特定空家に指定されると、固定資産税の増額や罰則が科されることにもつながりかねません。

空家をお持ちの方は、今一度、定期的な管理の徹底にご協力ください。

- ・建物の老朽化、雨漏り、傾き
- ・草木、庭の状態（近隣の通行等に支障がないか）
- ・郵便物の整理
- ・外観の清掃
- ・今後の活用や処分の計画（売却・貸出・解体など）

また、空家・土地の売買・貸出・住宅解体等を検討される場合は、まず竹野浜自治会へ事前にご連絡・報告を頂きますようよろしくお願い致します。

（※自治会所有の賃貸土地はもちろんですが、個人所有の方も対象です）

売買等をする際は慎重に進めましょう！！

令和6年からは、相続登記の義務化も始まっております。自治会土地の賃貸契約をされている方で、相続・売買で登記の名義変更をした際も賃貸契約名義変更の申請を忘れずに行ってください。

ご不明なことや、質問等がございましたら、竹野浜自治会へご連絡下さい。



閑散期の中央駐車場閉鎖について…

中央駐車場は竹野浜自治会の所有地であり、閑散期はゴミ放置問題や放置駐車・車中泊での騒音等ご近所トラブルなど度々自治会への対応が求められており、防犯面の観点からも閉鎖しております。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

※利用を希望される場合は竹野浜自治会までお問い合わせください。

TEL：0796-20-1745（火・木・金）

第8回

イチから始める 《スマホ教室》

日時：10月14日(火)午後2時～3時

場所：竹野浜自治会館 集会室

※各自、スマホ・携帯電話をご持参ください

自由参加 無料



お一人おひとりのご質問に
お答えしますので、
お気軽にお越しください★

主催：カルチャークラブ

移动通信端末診断士 アドバイザー 村井 整